

## オリゴ糖の純度に関する表示及び発言が品質誤認表示 (不正競争防止法2条1項20号)及び信用棄損(同項21号) に該当するとして損害賠償請求が認められた事案

事件 知的財産高等裁判所令和4年1月27日判決(令和3年(ネ)第10018号) (原審 東京地方裁判所令和3年2月9日判決(平成30年(ワ)第3789号))

知的財産権法研究会 弁護士 井崎 康孝

## 1 事案の概要

平成24年ころ 原告(控訴人)がオリゴ糖含有食品「カイテキオリゴ」(原告商品)の販売 を開始

平成26年7月 被告(被控訴人)がオリゴ糖類食品「はぐくみオリゴ」(被告商品)の販売 を開始

以後、広告等に後述のとおり「オリゴ糖100%」等と表示

平成28年10月 広告主(原告、被告も含め76名)とアフィリエーター<sup>1</sup>(2087名)が参加するASPのイベントで、被告従業員が5名~10名のアフィリエーターがいる前で、原告商品はオリゴ糖100%ではないが、被告商品はオリゴ糖100%であり良い商品である旨の発言

11月 原告が被告に上記発言について抗議する通知書を送付 被告代理人弁護士から「確かに一部社員にてご指摘のような発言があったよ うです。はぐくみオリゴはオリゴ糖100%というのは正確ではなく、この前 提での比較は不適切でした。」等の回答書を送付

平成29年2月~9月 被告が同じASPの別のイベント会場(3か所)で「オリゴ糖100%」、「他社商品と差別化でき」等と記載した札・文書を設置・配布

平成30年初め 原告が、①被告が広告等に「オリゴ糖100%」等の表示をすること等<sup>2</sup>が品 質誤認表示(不競法2条1項20号)に当たり、また、②平成28年2月のイベ

<sup>1</sup> アフィリエート広告とは、Web広告の種類の1つで、アフィリエイター(媒体主)が保有しているサイト等(ホームページ、ブログ、インスタグラム等)に広告を掲載してもらうものである。一般的には、ASP(Affiliate Service Provider)と呼ばれる代行サービス業者が間に介在し、広告を掲載したい媒体と広告を出稿したい企業とを結び、広告が掲載される流れとなる。アフィリエイターのサイト等に貼られたリンクを通じて商品購入、資料請求等一定の成果に至った場合に、その件数に応じてアフィリエイターに報酬が支払われるもの(成果報酬型)が最も一般的であるとされる。